

住 民 懇 談 に つ い て

1 . 団 体 等 懇 談 予 定

地域振興課所管

託ジイ養成講座

9月26日(水)AM10時~12時

自分発見講座「さあ、地域へ！」 10月17日(水)AM10時~12時

環境経済課所管

大口のごみ減量を考える会

毎月第1・3水曜日午前

2 . 地 区 懇 談 会 予 定

区長会へ依頼 9月12日(水)PM1時30分~

みんなで考え つくる（仮称）町民参加条例

町では、「住民の参画と参加のまちづくり」のもと様々な事業を行っています。そこで、まちづくりの目的や約束ごとをまとめて明文化する条例づくりを町民参加で進めます。

条例の内容

平成18年度から平成27年度までの大口町のまちづくりの基本となる第6次総合計画は、5つのまちづくりの尺度の下で営まれる10年後のまちの様子を「暮らしのスケッチ」で描いています。そこには、住民がまちづくりの主役となって様々な分野で活動し活躍している姿があります。「（仮称）町民参加条例」は、住民が主役のまちづくりを進めるための約束や決まり事を条例（町の法・規律・規範）とするものです。

条例策定の目的

平成12年に地方分権を進めるための法律が施行されてから、地域のことは地域が責任を持って決め、実施していくことが求められています。そのために、住民が自らのまちのあり方を「知る・決める・実行する」場に参加することが必要です。

現在、大口町では「住民の参画と参加のまちづくり」で様々な事業を進め、多くの住民がまちづくり活動に参加しています。しかし、これからますます住民の暮らしやニーズが多様化する中で、その時々状況などに影響されない住民と行政の関係などまちづくりの基本的な考え方や方針をわかりやすく定めるものです。

条例のつくり方

懇談会やフォーラムなどで出来るだけ多くの住民の考えや意見を伺い、それを町民、町の審議会等の委員、各種団体の代表、有識者で構成する（仮称）町民参加条例策定会議で協議して条例案をつくります。

また、懇談会等で寄せられた意見や策定会議での協議の内容、条例案は、広報おおぐちやホームページでお知らせし、条例づくりの過程から公開していきます。

お 願 い

条例に盛り込みたい内容や考え、ご意見等をお聞かせください。

連絡先 大口町政策調整課 電話 95-1111 内線 211 F A X 95-5721

メール seisaku@town.oguchi.lg.jp